

配付資料一覧

資料	資 料 名	備考
1	次 第	
2	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会出席者名簿	
3	席次表	
4	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会設置要綱	
5	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会説明資料－ 1	
6	鶴岡市赤川かわまちづくり協議会説明資料－ 2	
7	参考資料 かわまちづくり計画地周辺航空写真	

第1回鶴岡市赤川かわまちづくり協議会

■日 時：平成29年9月20日(水)15:00～

■場 所：鶴岡市勤労者会館 大ホール

次 第

《委嘱状交付》

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長の選出

5. 説明

(1) かわまちづくり支援制度等について

・支援制度について

・かわまちづくり事業の事例

(2) 鶴岡市赤川かわまちづくり計画について

・計画の背景及び策定体制について

・想定計画区域及び周辺施設について

・計画のテーマ・イメージ（たたき台）について

・計画の進め方について

6. 意見交換

7. その他

8. 閉 会

平成29年9月20日（水）15：00～

鶴岡市勤労者会館 大ホール

第1回鶴岡市赤川かわまちづくり協議会 出席者名簿

《委員》

分野	役職	氏名	備考
1	有識者 山形大学農学部 准教授	渡邊 一哉	
2	環境 水野野生生物調査室 主宰	水野 重紀	
3	事業者 鶴岡商工会議所 観光部会副部長	石原 純一	
4	事業者 赤川漁業協同組合 代表理事組合長	黒井 晃	欠席
5	事業者 赤川鮭漁業生産組合 組合長理事	山田 鉄哉	欠席
6	利活用 第五学区コミュニティ振興会 副会長 朝陽町町内会 会長	佐々木 邦夫	
7	利活用 朝陽第五小学校PTA 代表	佐藤 しおり	
8	利活用 育児サークルおもちゃ箱 リーダー	渡邊 真理	
9	利活用 第27回赤川花火大会実行委員会 実行委員長	佐藤 友介	
10	利活用 NPO法人鶴岡市体育協会 理事	佐藤 利浩	
11	公募委員 東北公益文科大学 非常勤講師 NPO法人公益のふるさと創り鶴岡 アドバイザー	阿蘇 裕矢	

《アドバイザー》

河川管理者	国土交通省酒田河川国道事務所 副所長	高橋 一
-------	--------------------	------

<国・市出席者>

酒田河川 国道事務所	工務第一課長, 工務第一課専門官, 河川管理課長, 赤川出張所長	
鶴岡市	市長, 建設部長, 農山漁村振興課長, 環境課長, スポーツ課長, 羽黒庁舎産業建設課長, 榎引庁舎産業建設課長	
	(事務局) 建設部参事, 都市計画課長, 都市計画課公園緑地係職員 4名	

平成29年度 第1回鶴岡市かわまちづくり協議会 席次表 (敬称略)

H29.9.20 (水) 鶴岡市勤労者会館 大ホール

スクリーン

会 長

山形大学農学部
准教授
渡邊 一哉

水野野生生物調査室
主宰
水野 重紀

鶴岡商工会議所
観光部会 副部会長
石原 純一

第五学区コミュニティ振興会副会長
朝暘町町内会 会長
佐々木 邦夫

朝暘第五小学校PTA
代表
佐藤 しおり

育児サークルおもちゃ箱
リーダー
渡邊 真理

第27回赤川花火大会実行委員会
実行委員長
佐藤 友介

NPO法人鶴岡市体育協会
理事
佐藤 利浩

東北公益文化大学 非常勤講師
NPO法人公益のふるさと創り鶴岡 アドバイザー
阿蘇 裕矢

アドバイザー
国土交通省
酒田河川国道事務所
副所長 高橋 一

酒田河川
国道事務所

酒田河川
国道事務所

出入口

事 務 局

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

傍 聴 席

事 務 局

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

鶴岡市赤川かわまちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における鶴岡市赤川かわまちづくり計画を策定するため、計画に必要な内容と利活用及び維持管理の在り方等について検討及び協議する、鶴岡市赤川かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、鶴岡市赤川かわまちづくりに関する事項について検討及び協議し、計画案を取りまとめることとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体等の代表者又は役員
- (3) 公募
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会には、会長1名を置く。

4 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。

5 会長が不在となる時、あるいは事故のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する

(任期)

第4条 委員の任期は2年、または、協議会の目的が達成されるまでの期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長となる。

2 協議会は、委員のほかにアドバイザーを置くことができる。

3 会長は、必要に応じ、アドバイザーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

2 この要綱は、協議会の目的達成をもって廃止する。

かわまちづくり支援制度

説明資料

平成29年9月20日

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所

『かわまちづくり支援制度』について

制度の概要について

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、**良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。**



「かわまちづくり」計画登録箇所に統一的に活用できるロゴマーク

ソフト面

- ・民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度等を活用
- ・河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

ハード面

- ・まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援

事業名	国の負担に係る適用法	国の負担率
直轄総合水系環境整備事業	河川法第59条、第60条第1項	1/2

※直轄のハード整備にかかる予算は環境事業に限らず、整備内容や利用方法など総合的に勘案し、改修・維持などの活用も検討する必要がある。

支援制度登録のポイント

- ・国整備だけでなく、地元自治体、地域住民、民間企業などが一体的に取り組む。
- ・整備内容については、概ね5ヶ年で完了できる内容とする。
- ・利活用や維持管理について、申請段階から具体性や継続性が確認できる。



盛岡地区(中津川)



長井地区(最上川)



ふくしま・荒川地区(荒川)

『かわまちづくり支援制度』について

管内における支援実施状況

根下戸地区かわまちづくり(H26-H28)

二ツ井きみまち地区かわまちづくり(H29~)

秋田地区かわまちづくり(H19-H23)

大曲地区かわまちづくり(H19-H22)

清川地区かわまちづくり(H23-H25)

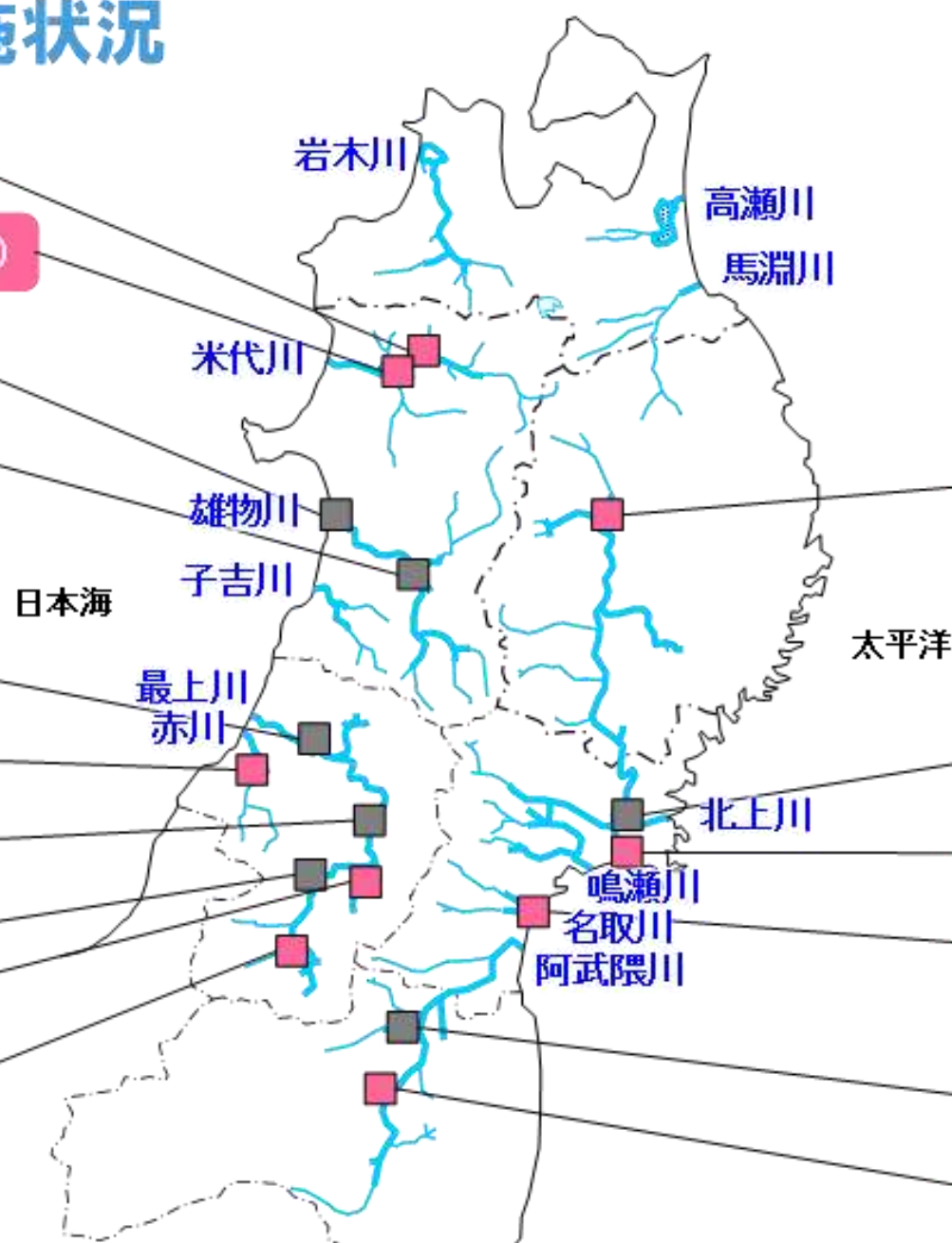
三川町かわまちづくり(H26~)

河北町かわまちづくり(H22-H25)

朝日地区かわまちづくり(H20-H21)

須川かわまちづくり(H24~)

長井地区かわまちづくり(H21~)



凡例

- : 事業中箇所
- : 整備完了箇所

※()書の年次は、国による整備期間を示している。

盛岡地区かわまちづくり(H21~)

鴫波地区かわまちづくり(H19-H21)

石巻地区かわまちづくり(H26~)

閑上地区かわまちづくり(H27~)

福島荒川地区かわまちづくり(H19-H24)

本宮地区かわまちづくり(H22~)

支援制度実施要綱の改訂 (H28.2.10)

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000015.html

- 「かわまちづくり」計画作成の段階から民間事業者が積極的に参画可能に
- 市町村や民間事業者等の「かわまちづくり」の推進を支援する専用相談窓口(かわよろず)を本省内に設置



那珂川(福岡市)



信濃川(新潟市)

「かわまちづくり支援制度」の概要

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図ります。

※「かわまちづくり」…河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組み

ソフト面

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度（河川敷地占用許可準則の特例措置）等を拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

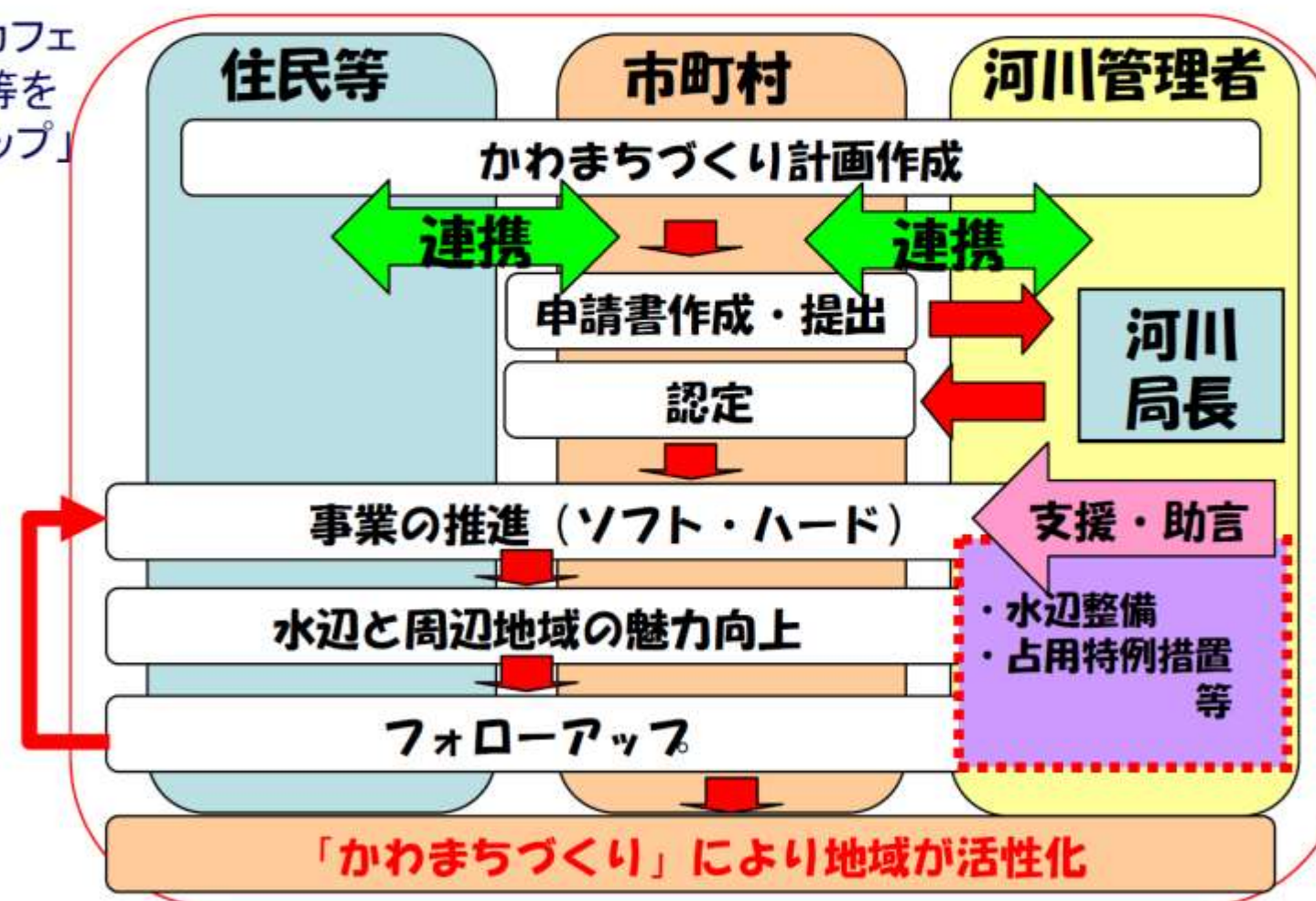
ハード面

まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援

河川を核とした地域活性化（最上川）



イベント・オープンカフェ利用（道頓堀川）



- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

「かわまちづくり」と「かわまちづくり」支援制度について

(1) 「かわまちづくり」とは

河川空間とまちの空間の融合が図られた良好な空間形成を目指す取り組みです。

(2) 「かわまちづくり」支援制度とは

国土交通省が平成21年度に創設した制度です。地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」に対して、河川管理者が支援する基本事項を定めることによって良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図ることを目的としています。

「かわまちづくり」と「かわまちづくり」支援制度について

■ 「かわまちづくり支援制度」に基づく主な支援内容

ソフト支援：民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等の利用制度（河川敷地占用許可準則の特例措置）等を拡充し、河川管理者として地域づくりのためのフォローアップを積極的に支援します。

例) 営業活動を行う事業者等への河川敷地占用許可、河川管理施設構造令の適用緩和、市町村等のアイデア実現に向けた助言等



京橋川オープンカフェ（広島市）

「かわまちづくり」と「かわまちづくり」支援制度について

ハード支援：まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援します。

例) 河川管理上必要となる施設（坂路、階段、親水護岸、遊歩道やサイクリングロードとして活用可能な管理用通路等）の整備



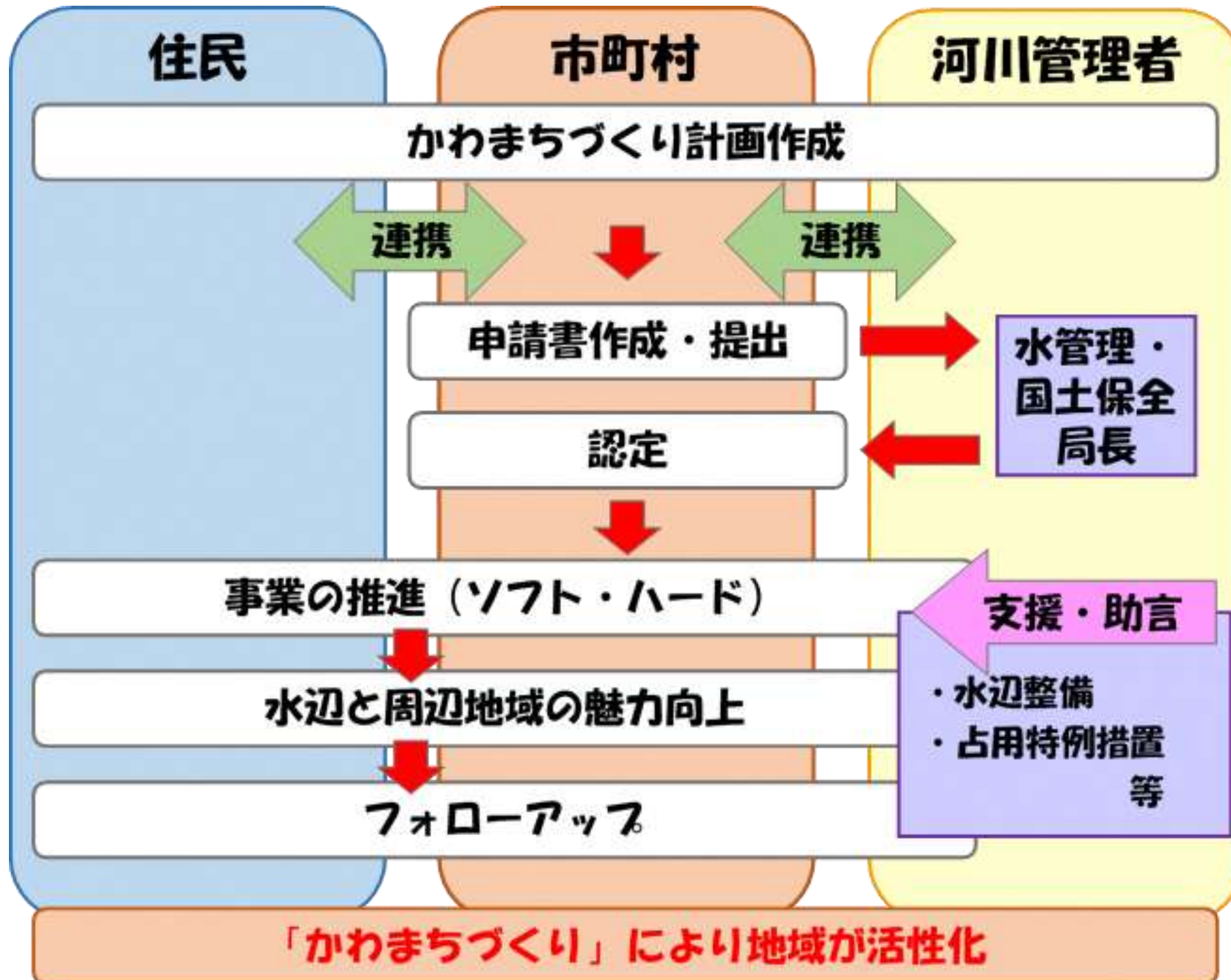
最上川フットパス（長井市）



狩野川施設巡レンタサイクルによる沿川観光施設巡り
（伊豆の国市他）

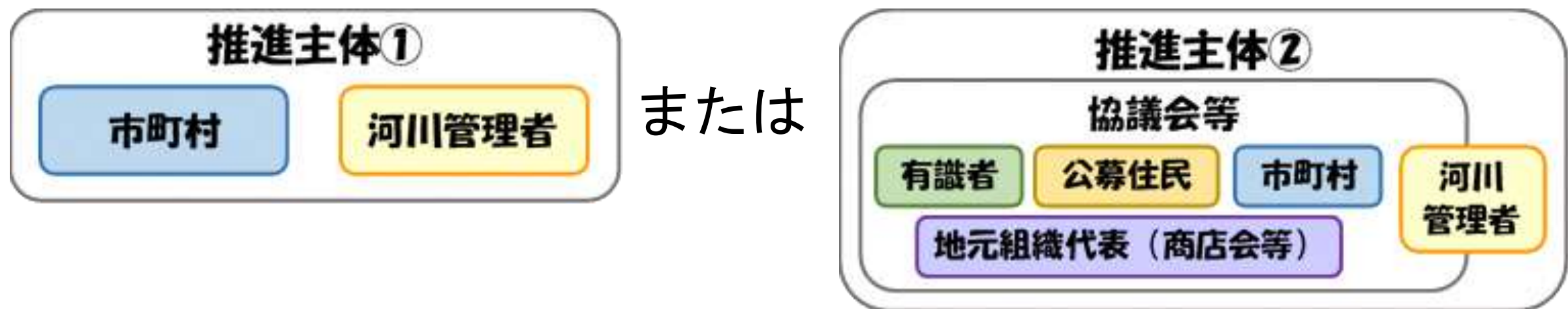
「かわまちづくり」と「かわまちづくり」支援制度について

■ 「かわまちづくり」の流れ



「かわまちづくり計画」は事業の推進主体が作成します。
「かわまちづくり支援制度実施要綱」による推進主体とは、
以下に示すいずれかとされています。

また、市町村等が中心となり、事業の推進に向け積極的に
取り組んでいくことが求められます。

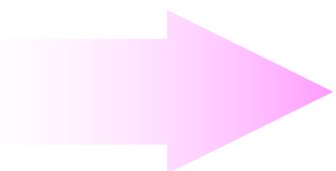


《「かわまちづくり」の実現に必要な主な対応》

- ①協議会・ワークショップ等を通じたまちづくり計画の策定
- ②かわまちづくり計画の申請、登録認定
- ③事業の推進（施設整備、広報等）
- ④自治体及び地元住民等の連携による積極的な維持管理

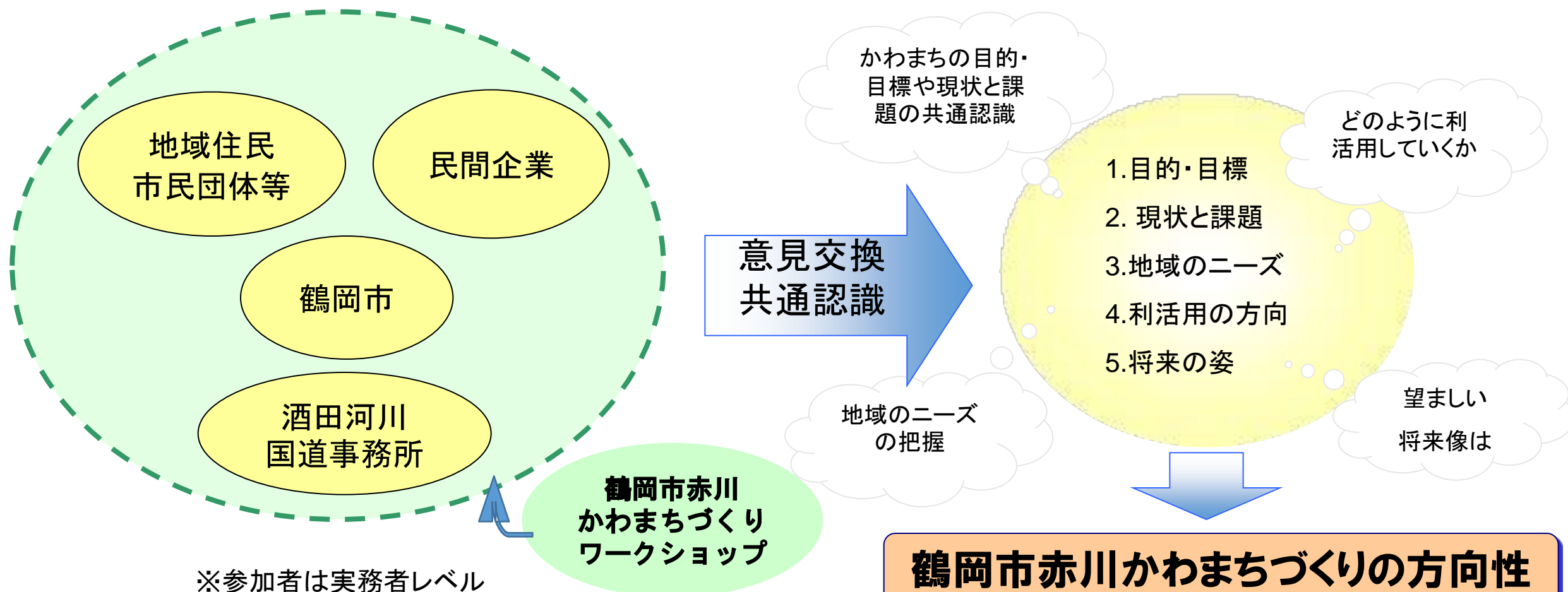
- ・かわまちづくりの目的や現状と課題等について共通認識を図ります。
- ・赤川かわまちづくりの方向性について意見交換を行います。

※既存施設と連携し、観光資源の一つとして
河川空間を利活用。



特色を生かした良好な空間形成
～更なる「まち」の活性化へ～

鶴岡市赤川かわまちづくり協議会



かわまちづくり協議会のイメージ

「かわまちづくり」の先行事例の紹介

事例 1

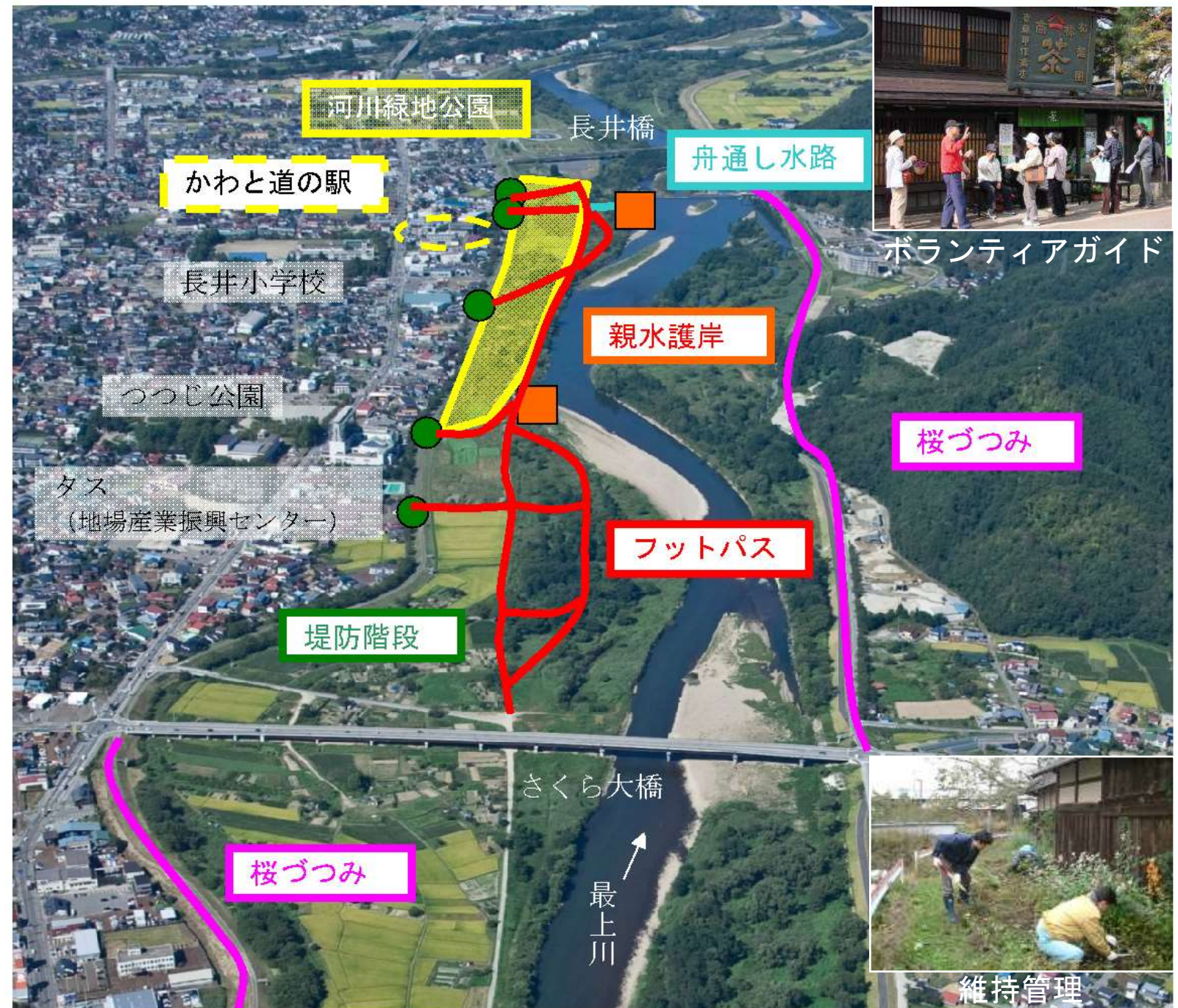
■長井地区かわまちづくり/最上川水系最上川/長井市 ～舟運の歴史と花・水・緑に親しむかわまちづくり～

主な整備内容

- フットパス（散策路）
- 階段 ○桜づつみ
- 船着場（親水護岸） 等

整備による効果・利用状況等

- 関係者の多様な活動の展開、地域が主体となった観光客の受け入れ体制の構築
- 交付金、基金等を活用した案内看板等の設置
- シンポジウム開催、JR、NPO、長井市等が連携した体験ツアーの企画・開催



「かわまちづくり」の先行事例の紹介

事例 2

■ふくしま荒川地区かわまちづくり/阿武隈川水系荒川/福島市 ～川の回遊性を活かすかわまちづくり～

主な整備内容

- 堤防天端舗装 ○坂路
- 案内板 ○渡河施設 等

整備による効果・利用状況等

- 多くの市民が訪れるようになり、ウォーキング大会等が度々開催され、賑わいをみせている
- 地域の活動団体が行政から独立し、さまざまな活動を行っている
- 地域の関係者が主体的に取り組み、連携にも寄与している



「かわまちづくり」の先行事例の紹介

事例 3

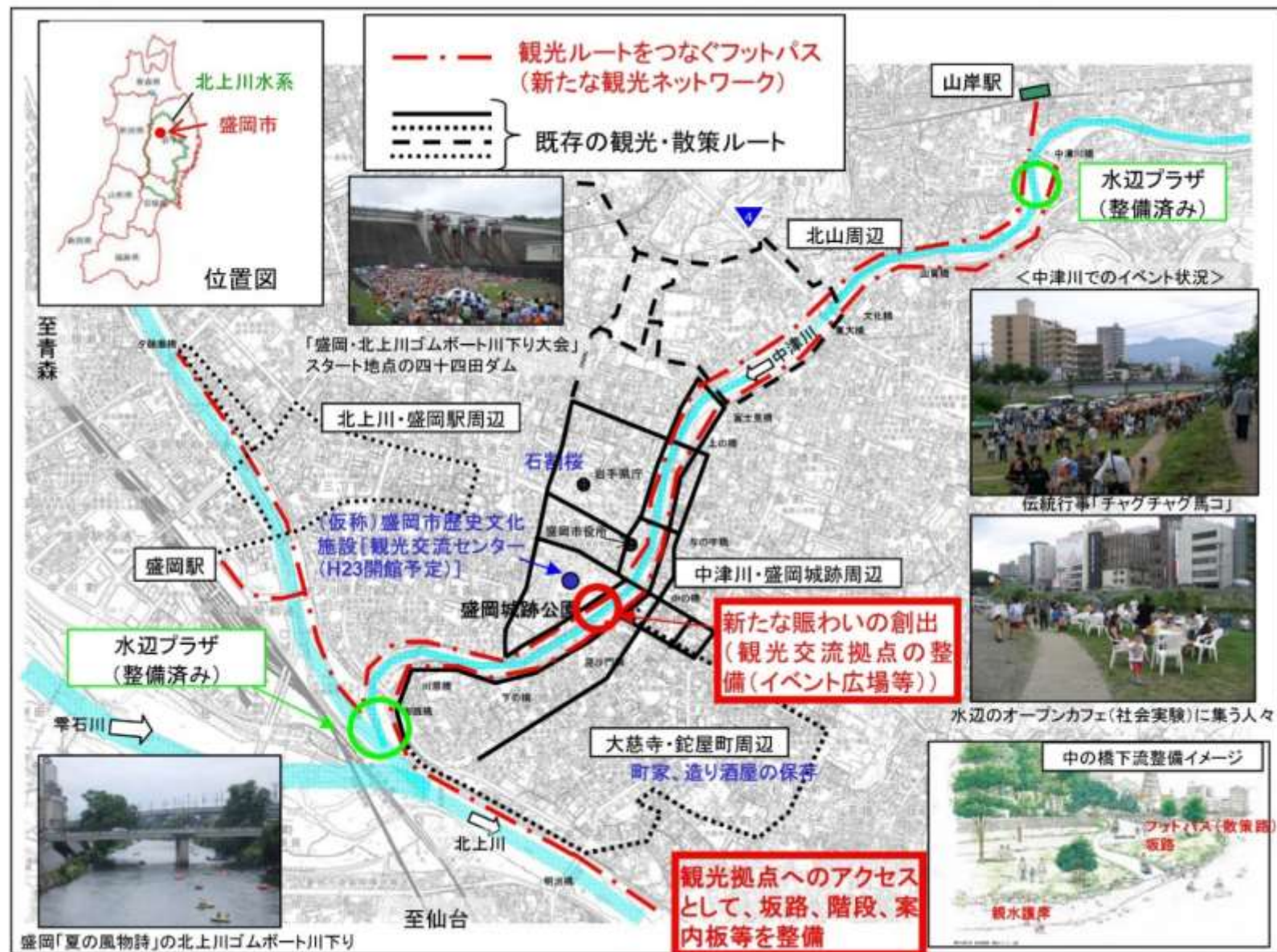
■盛岡地区かわまちづくり/北上川水系北上川・中津川/盛岡市 ～かわとお城を中心に歩いて楽しむかわまちづくり～

主な整備内容

- フットパス（散策路）
- 拠点施設（基盤整備）
- 坂路 ○階段 等

整備による効果・利用状況等

- 関連計画など地域の取り組みと連携しかわまちづくりを推進している
- 北上川や中津川はイベントや祭事の会場として利用されているほか、水辺のオープンカフェ等も行われ、多くの人々に利用されている
- 地元企業やNPO等の主催・後援のもと、クリーンアップ作戦等も行われている



「かわまちづくり」の先行事例の紹介

事例 4

■秋田地区かわまちづくり/雄物川水系雄物川他/秋田市 ～カヌーで市街地をめぐるかわまちづくり～

主な整備内容

- 親水護岸
- 階段護岸（船着場）
- フットパス（散策路）
- 盛土等の基盤整備 等

整備による効果・利用状況等

- シンポジウムや活動報告会の開催を通じて広く市民にPRを行ってきた
- 複数の地元NPOと連携しながらイベント等を開催している
- 県や市も関連した取り組みを推進している



「かわまちづくり」の先行事例の紹介

事例 5

■大阪市かわまちづくり/淀川水系道頓堀川/大阪市 ～河川敷と舟運を活用したかわまちづくり～

主な整備内容

○遊歩道 等

整備による効果・利用状況等

○河川敷地占用許可準則特例措置等の通達を受け、イベント、オープンカフェや広告等の利活用に係る社会実験が実施された。

○年間のイベント数や船着場の利用回数が年々増加している。

○沿川の建物も川側へ出入口を設置するなど、地域が一体となって取り組んでいる



整備前



整備後



■旧太田川・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり /太田川水系京橋川他/広島市 ～民間活力を活用したかわまちづくり～

独立店舗型（出店者を公募・選定）

主な整備内容

- 親水護岸
- 遊歩道
- 河岸緑地遊歩道
- 植栽 等

整備による効果・利用状況等

- 河岸緑地に新しい人通りを誘発し、新たな賑わい・交流を創出している
- 広島の新たな観光スポットとして定着してきている
- 不法駐車や駐輪の減少、照明設置による歩行安全性向上など、環境改善にも寄与している



地先利用型（事業者が隣接する河岸緑地等を利用）



「かわまちづくり」の先行事例の紹介

事例 7

■ニツ井きみまちかわまちづくり/米代川水系米代川/能代市 ～他事業と連携したかわまちづくり～

主な整備内容

- 高水敷整正
- 管理用通路
- 多目的広場
- ベンチ
- 親水護岸
- 坂路
- カヌー艇庫
- 案内板

整備による効果・利用状況等

- 「道の駅」「河川防災ステーション」「川の駅」の一体的な整備により、互いにスペースを共有
- 観光、防災、地域振興が連携した複合拠点
- 民間事業者による店舗設置
- カヌー工房、きみまちニツ井マラソンの開催など各種イベント

「道の駅」「河川防災ステーション」「川の駅」一体型



水辺空間整備イメージ



カヌーイベントの状況

河川環境に関する助成等 一覧表 (平成29年4月20日時点)

No.	名称	分野			
		環境保全	清掃活動	環境体験 環境教育	調査研究 普及活動
1	公益信託富士フィルム・グリーンファンド	○		○	○
2	公益信託 増進会自然環境保全研究活動助成基金				○
3	環境市民活動助成(NPO基盤強化助成)	○		○	
4	環境市民活動助成(活動助成)	○		○	
5	環境市民活動助成(緑化植花助成)	○			
6	環境市民活動助成(清掃助成)		○		
7	カワサポ(クラウドファンディング)	○	○	○	○
8	みちのく国づくり支援事業				○
9	花王・みんなの森づくり活動(環境教育活動分野)			○	
10	河川基金(研究者・研究機関部門)				○
11	河川基金(川づくり団体部門)	○			
12	河川基金(学校部門)			○	
13	子どもたちの環境学習活動に関する助成事業			○	
14	プロ・ナトゥーラ・ファンド助成				○
15	環境保全プロジェクト助成	○		○	
16	NFD one leaf fund	○			○
17	全労災地域貢献助成事業	○		○	
18	公益信託大成建設自然・歴史環境基金	○			○
19	タカラ・ハーモニストファンド	○			○
20	地球環境基金(入門助成)	○		○	○
21	子どもゆめ基金			○	
22	TOTO水環境基金(国内)	○		○	
23	トヨタ環境活動助成プログラム(国内)	○		○	
24	JT NPO助成事業	○	○	○	
25	Panasonic NPO サポートファンド(環境分野)	○			
26	(公財)日野自動車グリーンファンド	○		○	○
27	三井物産環境基金	○		○	

※ 本一覧はインターネット等からまとめたものであり、全てを網羅したものではない。

河川環境に関する助成等一覧

※詳細は最新の募集要綱等をご確認下さい。

(平成29年4月20日時点)

※「実施機関」による五十音順で表示

※ 詳細は助成実績等をご確認下さい。

No.	名称	実施機関	概要	助成期間	対象団体	対象活動	分野(参考) ※募集要綱等の対象活動から判読				助成内容	募集時期 (直近)	
							環境保全	清掃活動	環境体験 環境教育	調査研究 普及活動			
1	公益信託 富士フィルム・グリーンファンド	(一財)自然環境研究センター	身近な自然の保全や、自然とのふれあいを積極的に行っている人々に対し助成	1年	・身近な自然の保全や自然とのふれあいを積極的に行っていること ・身近な自然環境の保全・活用の促進に関する具体的な研究や、ふれあいの場としての緑地の質的向上を目指した実証研究等を行っていること	・自然環境保全もしくは自然とのふれあい活動 ・身近な自然環境保全のための調査研究もしくは自然とのふれあいを促進するための調査研究	○		○	○	4件程度で 総額850万円	~H29.5.9	
2	公益信託 増進会自然環境保全研究活動 助成基金	(一財)自然環境研究センター	絶滅のおそれのある小動物に関する調査・研究を行っている研究者(特に若手)や機関の活動に対して助成	1年	・小・中・高等学校の教員。大学及び研究機関、その他の研究機関等に所属する方 ・各学会等から推薦を受けた方 以上に該当するか、またはその方を含むグループ	・絶滅のおそれのある小動物の保護・増殖に関する調査・研究、及び絶滅のおそれのある小動物の保護に係る生息環境保全及び環境復元・回復に関する調査・研究				○	5件以内 ~50万円	~H29.5.8	
3	環境市民活動助成 (NPO基盤強化助成)	(一財)セブン・イレブン記念財団	事務所費・人件費などの財政基盤を強化するため、安定的に活動を継続することができる自主事業の構築・確立を目指す環境NPOを支援	3年	・環境の保全を図る活動」が活動分野として認証され、かつ、法人として3年以上の活動実績があるNPO法人	・自然環境の保護・保全 ①森林の保護・保全 ②里地里山、里海の保全 ③その他の自然環境の保護・保全 ・野生動植物種の保護・保全 ・体験型環境学習活動 ・環境への負荷を軽減する生活をテーマにした活動 ・緑化植花活動 清掃活動	○		○		~400万円	? ~H28.9.10	
4	環境市民活動助成 (活動助成)		環境市民活動に必要な経費を支援	1年	・NPO法人、一般社団法人、任意団体(環境をテーマにしていること) * 一般財団法人、公益財団・社団法人、観光協会、商店会等は対象外		○			○	50万円 ~ 200万円		
5	環境市民活動助成 (緑化植花助成)		緑と花咲く街並みをつくる活動を支援		・会員名簿や年度毎の収支報告などがあり、継続的・組織的に活動を行っている環境市民団体		○				○		~40万円
6	環境市民活動助成(清掃助成)		ごみのない環境をつくる活動を支援		・年間を通じて定期的に清掃活動を行っている環境市民団体				○				~20万円
7	カワサポ (クラウドファンディング)	(一社)ClearWaterProject	地域の水辺環境向上に取り組む民間団体・組織を支援。活動に共感する個人・企業から資金を集めるクラウドファンディング(寄付や投資ではなく、購入型) ※応援者は例えば魚道の設置などを資金で応援し、設置団体はその魚道をのぼることで捕れるようになった鮎などを「ありがとうギフト」として送る	-	・地域の水辺環境向上に取り組む民間団体・組織	・地域の水辺環境向上に関する活動	○	○	○	○	目標額を設定し、 支援を公募例) 目標額: 30万円 →6,000円/回 →500円×12回 など	(随時)	
8	みちのく国づくり支援事業	(一社)東北地域づくり協会	社会資本整備の推進、環境保全、地域社会の健全な発展等に寄与する講習会、研修会及び表彰活動等を通じて、これらの事業の積極的な推進を展開するとともに人材を図ることを目的とする事業。	1年	・公的機関、関係団体、関係法人	・研修会、講習会に関する事業				○	費用の1/2	H28.12.7~ H29.2.15	
9	花王・みんなの森づくり活動 (環境教育活動分野)	花王(株)	市民による緑を守り育てる活動を支援	3年	・環境教育活動に取り組んでいる団体	・緑地や里山をフィールドとした活動で、植樹や里山保全活動などを通じて環境を大切にすることを育む活動			○		1年目50万円 2年目50万円 3年目25万円	H27.8.1 ~H27.10.16	
10	河川基金 (研究者・研究機関部門)	(公財)河川財団	河川の調査・研究、環境整備、啓発活動、河川教育等に対して助成	2年 以内	・研究者・研究機関部門: 大学、地方公共団体、各種法人、中等高等学校のクラブ(部)などに所属する「川づくり」に貢献する研究者及び研究機関等 ・川づくり団体部門: 「川づくり」の活動を実施する市民団体等 ・学校部門: 「河川教育」を行う小・中・高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園等	・防災・減災や河川・流域の視点から、河川の治水・利水・環境に関する新たな科学的知見への取り組みや新技術の開発へ向けた調査・研究				○	~200万円	H28.10.1 ~H28.11.30	
11	河川基金 (川づくり団体部門)					・河川に係る課題解決に向けたNPO等の多様な団体、研究者、行政等の活動と連携	○			~500万円			
12	河川基金 (学校部門)					・調査・研究や多様な活動の次世代を担う若手への支援とともに、河川・流域を通じて防災や環境等を学習する河川教育			○	~50万円			

河川環境に関する助成等一覧

※詳細は最新の募集要綱等をご確認下さい。

(平成29年4月20日時点)

※「実施機関」による五十音順で表示

※ 詳細は助成実績等をご確認下さい。

No.	名称	実施機関	概要	助成期間	対象団体	対象活動	分野(参考) ※募集要綱等の対象活動から判読				助成内容	募集時期 (直近)
							環境保全	清掃活動	環境体験 環境教育	調査研究 普及活動		
13	子どもたちの環境学習活動に関する助成事業	(公財) 高原環境財団	緑化や自然体験などの環境学習活動の実践を通じて、自然環境の保全と改善について地域の子供たちの意識向上を図る活動を支援	1年	・日本国内の保育園、幼稚園、小学校、およびNPO法人等の地域活動団体(助成事業を行う公益法人を除く)	・申請者が小学生以下の子供を対象に行う、緑化や自然体験などの環境保全に関する体験・学習活動(事業地が、原則として人口10万人以上の市区町村の都市計画法第7条に基づく市街化区域内であること)			○		50万円 ～ 500万円	H28.2.20 ～H28.5.19
14	プロ・ナトゥーラ・ファンド助成	(公財) 自然保護助成基金	日本や海外の自然保護のための、フィールドワークに基づいた基礎的な研究や、地域に根ざした自然保護グループの活動、成果の公開に対して助成	1年	・自然保護のための、基礎的な研究や活動を進めることに意欲のある方(助成カテゴリーにより応募資格に制限あり)	・日本国内における自然保護のための調査・研究 ・日本国内における自然保護のための普及活動 ・日本国外の地域における自然保護のための調査研究および普及活動 ・自然保護に関連する書籍の発行				○	50万円 ～ 100万円	H27.5.30 ～H28.7.15
15	環境保全プロジェクト助成	(公財) 損保ジャパン日本興亜環境財団	環境問題に取り組むCSO(市民社会組織)の環境保全プロジェクトが、より充実したものとなるよう資金助成	1年	・次の2つの条件を満たす団体 [1] NPO法人もしくは任意団体として、環境保全活動の実績が2年以上 [2] 助成の対象となったプロジェクトの実施状況及び収支報告について適正に報告できること	・次の3つの条件を満たすプロジェクトが対象 1)原則として国内において、「自然保護」「環境教育」「リサイクル」等の分野で、実践的活動を行うもの 2)2015年度中に開始される予定のもの(既に開始されているプロジェクトも可) 3)継続性、発展性を持つプロジェクトであり、その成果が公益のために貢献するもの	○		○		～20万円	H27.9 ～H27.10.31
16	NFD one leaf fund	(公社) 日本フラワーデザイナー協会	里山をはじめとする日本の自然環境及び景観の保全につながる公益的な活動に対する援助	1年	・事業を行う団体もしくは個人(会員の方も含め広く一般の方)	・植物保護活動 ・自然保護・環境保全の調査・研究 ・花や植物を通じた環境福祉活動	○			○	～80万円	～H28.8.31
17	全労災地域貢献助成事業	全国労働者共済生活協同組合連合会	地域社会のために活動をしている市民団体を対象とし、地域の人々が助けあって環境を守る活動、子どもの健やかな育ちを支える活動を支援	1年	日本国内を主たる活動の場とする、下記(1)～(3)のいずれにも該当する団体 (1)NPO法人、任意団体、市民団体 ※ 活動への参加が居住地域等で制限されている団体は対象外 (2)設立後1年以上の活動実績を有する団体(基準日:2015年3月8日) (3)直近の年間収入が300万円以下の団体(前年度の繰越金を除く)	(1)地域の生態系を守る活動 森林・里地里山(棚田等含む)・竹林の保全活動、水環境(河川・湖沼・里海)の保全活動、生物多様性の保全活動(絶滅の危機に瀕する動植物の保護)など (2)低炭素・循環型の地域社会をつくる活動 自然エネルギーの普及・啓発活動、省エネルギーの促進活動、3R(リサイクル、リユース、リデュース)を促進する活動など (3)地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動 自然観察会、環境教育のための学習会、農業体験や棚田・谷津田の保全等を通じた地域交流など (4)子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動 親子サロン・読み聞かせ・プレーパークなど (5)困難を抱える子ども・親が、たすけあい、生きる力を育む活動障害・外国籍・ひとり親家庭などの子どもや親の交流、相互支援活動など	○		○		～30万円	H29.3.22 ～H29.4.5

河川環境に関する助成等一覧

※詳細は最新の募集要綱等をご確認下さい。

(平成29年4月20日時点)

※「実施機関」による五十音順で表示

※ 詳細は助成実績等をご確認下さい。

No.	名称	実施機関	概要	助成期間	対象団体	対象活動	分野(参考) ※募集要綱等の対象活動から判読				助成内容	募集時期 (直近)
							環境保全	清掃活動	環境体験 環境教育	調査研究 普及活動		
18	公益信託 大成建設自然・歴史環境基金	大成建設(株)	現在および将来の人類共通の財産である自然環境や、歴史的建造物等の保全に資する事業に助成	1年	・国内に拠点を置き、自然・歴史環境の保全活用のために、活動や研究を行う非営利団体等で適正な運営、会計処理、情報公開を行っていること	・国内ならびに開発途上国の自然・歴史環境の保全活用にかかわる活動や研究	○			○	30件程度で 総額1,500万円	H29.5~
19	タカラ・ハーモニストファンド	宝酒造(株)	日本の緑を構成する森林等の陸域、または海、湖沼、河川等の水域の自然環境(生物の生態把握等も含む)に関する実践的な研究・活動に対して助成	2年 以内	・研究・活動主体の資格は問わないが、次の条件を満たすもの。 ①個人の場合 助成金の使途が助成の目的に沿って適確であり、当該事業に係わる施設の利用や助成金の使途等の面で本人あるいは親族など特別な関係のある者に特別の利益を与えない者 ②任意の団体の場合 助成金の使途が助成の目的に沿って適確であり、代表者または管理者の定めのある団体で、役員その他機関の構成、選任方法、その他事業の運営に重要な事項が、特定の者、あるいは特別の関係者等の意志に従わずに、運営されている団体 また、特定の者等に特別の利益を与えていない団体	・つぎの条件を満たす実践的研究・活動 (1)具体的に着手の段階にある研究・活動 (2)営利を目的としない研究・活動	○			○	10件程度で 総額500万円	H29.2 ~H29.3.31
20	地球環境基金 (入門助成)	(独行)環境保全再生機構	日本国内外の民間団体(NGO・NPO)が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動(実践活動、知識の提供・普及、調査研究等)に助成	原則 1年	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・団体設立から10年以下であること ・過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと	・環境保全に資する活動 ・地域に根ざした活動	○			○	50万円 ~ 300万円	H28.12.15 ~H29.1.16
21	子どもゆめ基金	(独行)国立青少年教育振興機構	未来を担う夢を持った子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に、民間団体が実施する特色ある新たな取組や、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等を支援	1年	・青少年教育に関する団体(公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有しないが青少年のために活動する団体)	・子供の体験活動 ・子供の読書活動 ・子供向け教材開発・普及活動				○	50万円 ~ 300万円	(一次) H28.10.3 ~H28.11.15 15 (二次) H29.5.1 ~H29.6.20
22	TOTO水環境基金 (国内)	TOTO(株)	水と暮らしの関係を見直し、再生することを旨とした創造的な取り組みを支援	1年	・営利を目的としない市民活動団体(法人格の有無や種類を問わない) ・目的や内容が、特定の宗教や政治などに偏っていない団体 ・暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力と交際、関係等がない団体	・地域の水と暮らしの関係の再生または新しい文化の実現に向けた実践活動	○			○	~80万円	H29.8~
23	トヨタ環境活動助成プログラム (国内)	トヨタ自動車(株)	環境保全のための次の世代を担う人材の育成と環境問題の解決を目指す民間非営利団体等が実施するプロジェクトを助成	2年	・民間非営利団体(NPO、NGO、公益法人、および法人格を持たない任意団体やグループを含みます) [営利企業、国、地方自治体、学校(幼稚園から大学を含む)、国際機関(政府間協定で成立した機関)等は助成対象外]	・「ものづくりは人づくり」という視点から、環境課題の解決に取り組む人材育成や、実践的に環境課題解決に資するプロジェクトを推進する民間非営利団体の活動 例) ■絶滅危惧種・稀少種の保護 ■生態系保全のための環境学習・体験の実践 ■森林保全や再生のための植林活動 ■環境技術(省エネルギー、自然エネルギー等)の活用・普及 ■愛知目標の2020年達成に向けた取組み等	○			○	100~300万円	H28.4.27 ~H28.6.17

河川環境に関する助成等一覧

※詳細は最新の募集要綱等をご確認下さい。

(平成29年4月20日時点)

※「実施機関」による五十音順で表示

※ 詳細は助成実績等をご確認下さい。

No.	名称	実施機関	概要	助成期間	対象団体	対象活動	分野(参考) ※募集要綱等の対象活動から判読				助成内容	募集時期 (直近)
							環境保全	清掃活動	環境体験 環境教育	調査研究 普及活動		
24	JT NPO助成事業	日本たばこ産業(株)	域社会を支えている人々や次世代の社会を担う人材を対象とし、地域と一体となって「地域コミュニティの再生と活性化」に取り組む事業を支援	1年	・公益性を有し非営利法人であること ・2015年9月30日時点で、法人格を有して1年以上の活動実績を有すること ・法人の設立目的や活動内容が、政治、宗教、思想に偏っていないこと ・反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力と密接な交友関係を有する法人でないこと	・例えば、地域一体となって取り組む以下の事業 ■里山の森林保全・植林事業 ■自然体験活動 ■環境美化活動 ■地域の再生と活性化に向けたリーダー育成事業■文化芸術・スポーツ等を通じた地域の異世代交流事業 ■地域住民が参加するまちづくり事業 ■地域の障がい者・高齢者支援事業 ■地域の不登校・ひきこもり支援事業 ■親子交流、子育て支援事業 ■被災地域コミュニティの復旧・復興をテーマとした事業	○	○	○		~150万円	H28.9.12 ~H28.10.20
25	Panasonic NPO サポートファンド (環境分野)	パナソニック(株)・(特非) 地球と未来の環境基金	「育成と共生」を理念に、「環境・エネルギー」「次世代育成支援」を重点分野としてグローバルに活動を展開しており、NPO/NGOの皆さまとも積極的に協働 国内で先進的な取り組みを展開するNPOや、新興国・途上国で活動するNGOが、第三者の多様で客観的な視点を取り入れて、組織の優先課題を抽出し解決の方向性を見出す「組織診断」から応援 また、組織運営上の課題を解決する「組織基盤強化」も応援	3年以内	・環境問題に取り組む、強い市民社会の創造を目指すNPO/NGO ・団体設立から3年以上であること ・日本国内に事務所があること ・有給常勤スタッフが1名以上であること	・【1】と【2】の連続した取り組み、または【1】、【2】のみの取り組み 【1】組織診断フェーズ 第三者による組織診断の実施と組織課題の抽出、第三者の力を借りて組織基盤強化計画を策定 【2】組織基盤強化フェーズ 第三者の力を借りて組織基盤強化計画を具体化、実行、評価 ・活動分野:地球温暖化防止(省資源・省エネルギー、自然エネルギー、その他)、循環型社会形成、森林保全・緑化、野生生物保護、大気・水・土壌環境保全、環境保全型農業、等	○				~200万円	2016/7/14 ~H28.7.29
26	(公財)日野自動車グリーンファンド	日野自動車(株)	さまざまな環境緑化、自然保護にかかわる事業の実践、助成	1年	・左記に係わる活動・研究を行う団体・グループ・個人等 ・申請者の条件 (1)活動の基盤が日本国内であること (2)団体については、原則として設立2年以上を経過しており、活動実績のあること (3)日本語での応募であること	1)自然環境保全に資する樹木や草花の植樹の実施 2)自然環境保全活動の実施 3)自然環境保全に資する調査や研究の実施 4)自然環境保全に資する教育や諸啓発活動の実施	○		○		20件程度で 総額750万円	H28.5.16 ~H28.7.31
27	三井物産環境基金	三井物産(株)	「未来につながる社会をつくる」ことを助成プログラムが目指すべき主要な命題として位置づけ、環境へのアプローチごとに、「地球環境」、「資源循環」、「生態系・共生社会」、「人間と社会のつながり」、の4つの領域に括り直し、従来よりも広い範囲の課題に対する取り組みを助成	3年以内	・日本国内に拠点をもつ、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、大学、高等専門学校	・活動助成の対象は、申請者が主体的に取り組む持続可能な社会の実現に貢献する「実践的な活動」で、下記の領域に係わるもの A)地球環境 自然の変化をモニタリングし、その結果に基づく必要な警鐘と対応につながる活動 B)資源循環 資源の効果的管理および活用につながる活動 C)生態系・共生社会 生態系サービスの保全と利用、並びに生態系と人間が共存するための調整につながる活動 D)人間と社会のつながり 環境問題を基盤にした、人と社会の関係の再構築に繋がる活動	○		○		15件程度で 総額15,500万円	? ~H28.6.11

【事業目的:水辺整備】

- 平成22年8月に策定した「**第3次三川町総合計画**」において、赤川河川緑地の**拡張整備**を行い、町民憩いの場、交流活動の場として活用し、**地域の公園・緑地、商業、観光、文化施設などの連携と交流の活性化**を目指している。
- 三川町周辺には親水空間が現存の河川公園のみであり、利用者が安全に河川空間を利用するための管理用通路、低水坂路及び避難誘導看板などの整備が必要とされている。
- 「赤川水系河川整備計画」に基づき、町の公園整備と合わせ、まちづくりと一体となった河川空間・拠点の整備により、**既存のイベント範囲の拡大、地域住民の交流促進・健康増進の充実**を図り、**町のさらなる活性化**を支援する。



グラウンドゴルフ（三川町）



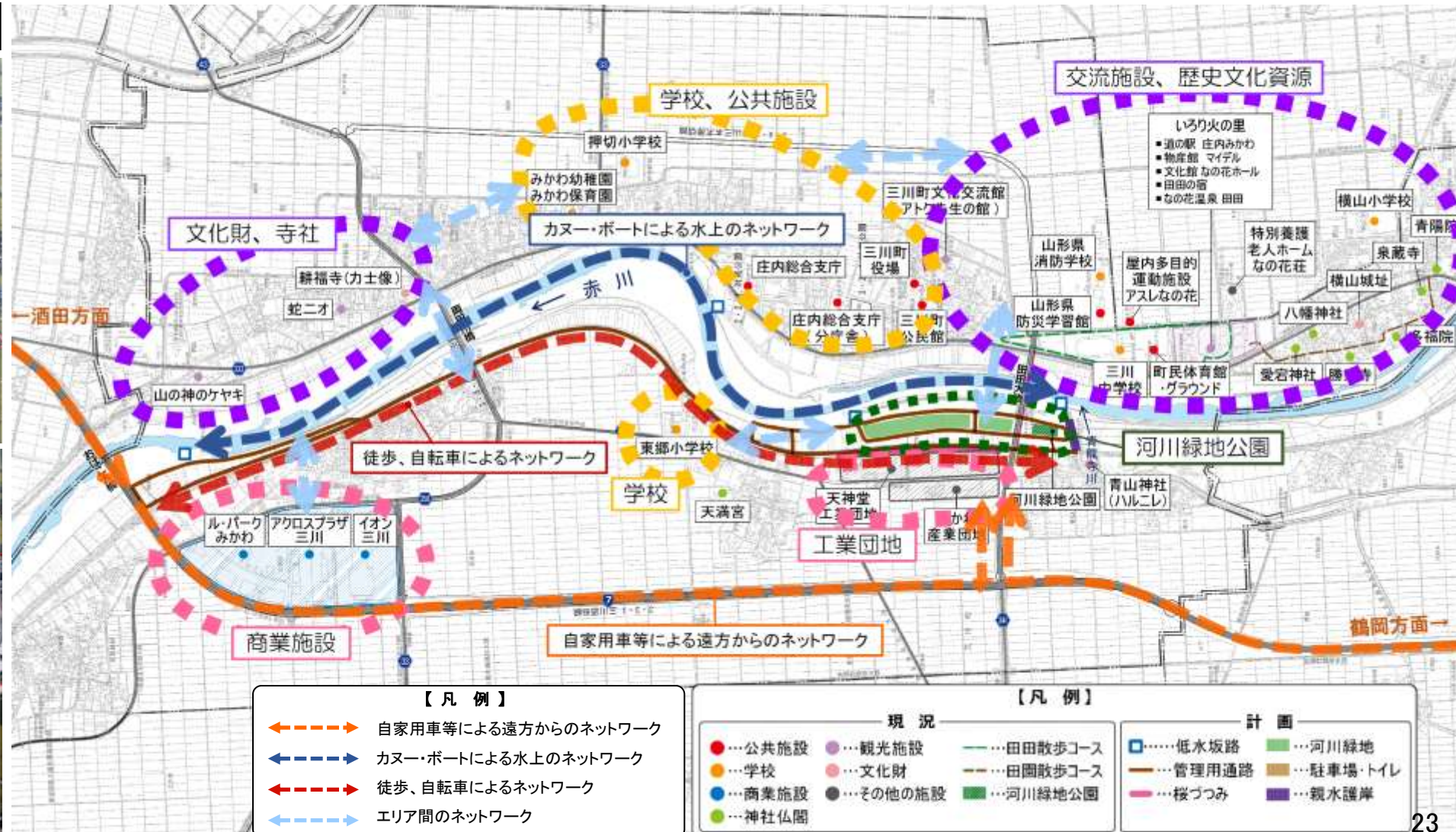
稚魚の放流（三川町）

菜の花まつり（菜の花の鑑賞）
（三川町）

【整備内容:水辺整備】

- 「赤川河川緑地」の拡張・整備と管理用通路等の整備により、左右岸及び上下流の動線を確保することで、**かわとまちのネットワークを拡大**し、利活用の促進を図る。
- **管理用通路**の整備により、**町民の散策路**としての役割、**商業・観光施設との連携**を図るほか、緊急時における緊急車両の通行にも利用する。
- 親水護岸、低水坂路の整備により、川とふれあえる親水空間としての利用が可能となり、**町への来訪者の増加、地域の活性化**に繋がる。
- 避難誘導看板の整備により、増水時には**安全な場所への的確な誘導**が可能となり、**安心して河川で憩える空間づくり**が可能となる。

整備計画図



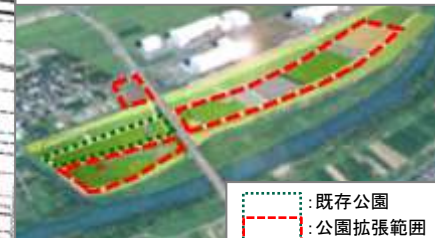
【整備内容:水辺整備】

管理用通路(整備イメージ)

桜づつみ(整備イメージ)

河川公園拡張(整備イメージ)

低水坂路(整備イメージ)
階段・スロープ併設式



ざっこしめ開催状況

河畔整備後(活用イメージ)
芋煮会

河畔整備後(活用イメージ)
菜の花まつり

河畔の状況

河畔の状況



【整備の効果】

- 河川空間・拠点の整備により、「菜の花まつり」「ざっこしめ」等のイベント範囲を拡大し、レクリエーション・スポーツ活動の促進、町民の新たな憩いの場所の創出を図る。

地域の協力体制

三川町かわまちづくり推進協議会

- 平成25年11月に「三川町かわまちづくり計画」が申請・登録されたことを受けて、平成26年10月、地域住民、赤川沿川企業・関係団体等を中心に、「三川町かわまちづくり推進協議会」を設立し、整備メニューについての具体的な構造形式等について検討するとともに、施設整備後の利活用や維持管理についての検討を行った。



「三川町かわまちづくり推進協議会」の様子



現地視察会の様子

赤川クリーン作戦

- 赤川沿川での清掃活動の一環として、「赤川クリーン作戦」が毎年実施されている。
- 赤川河川公園では、地元小学校の児童が清掃活動を行っている。



河川清掃の様子(三川町)



地元小学校の清掃活動の様子



第1回 鶴岡市赤川かわまちづくり協議会

日時:平成29年9月20日15:00~

場所:鶴岡市勤労者会館

I 計画の背景と目的及び策定体制について

(1) 赤川かわまちづくり計画の背景と目的

<背景>

本市では、赤川河川敷を占用して赤川河川緑地や赤川市民ゴルフ場、櫛引総合運動公園などを整備し、**スポーツやレクリエーションの場として活用**しており、特に毎年開催されている「赤川花火大会」は、赤川河川緑地を会場に、県内外から多くの観光客が訪れる本市の一大イベントとなっている。また、内水面漁業においては、鮭の稚魚を小学生と協力して放流し、**水産資源の安定確保を図るとともに児童の体験学習の場としても活用**されている。

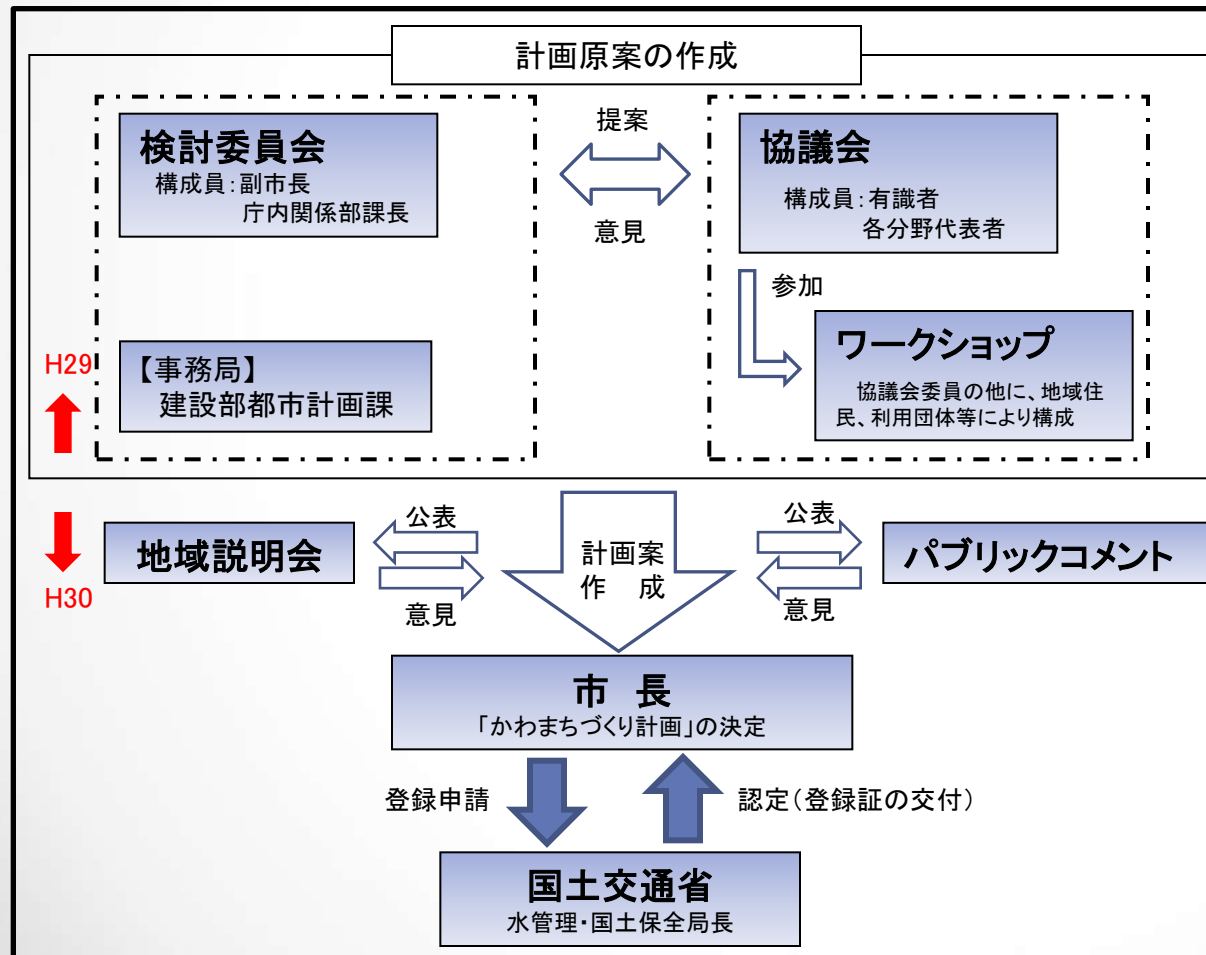
一方、その利用実態は、**特定のスポーツ団体での利用がほとんど**であり、子どもや親子連れでの利用は少なく、**新たな利活用の検討**が求められている。また、今年5月に改定した「鶴岡市緑の基本計画」においては、**レクリエーション需要に応える公園等の充実**や、**自然を活用したふれあい・交流・健康づくりの場の確保**を掲げている。

<<目的>>

赤川の現状と課題や関連する計画を踏まえながら、多様な動植物の生息、生育場である**赤川の自然とまちと水辺が融合**した良好な空間整備を進めることで、スポーツやイベント時以外でも、鶴岡の中心河川である赤川に市民が気軽に足を運び赤川の自然を感じることができる空間となるよう、**市民と河川管理者及び市が連携**して、「鶴岡市赤川かわまちづくり計画」の策定を行うものである。

(2) 赤川かわまちづくり計画策定体制

本計画は、庁内組織である「鶴岡市赤川かわまちづくり検討委員会」及び地域住民や利用団体、有識者等により構成される「鶴岡市赤川かわまちづくり協議会」並びにワークショップ、パブリックコメント等による市民意見の聴取を経て策定する。



(1) 検討委員会

庁内の委員(副市長、関係部課長)による会議として、鶴岡市赤川かわまちづくり計画の策定に関する必要事項を行政の視点から検討することを目的とする。

(2) 協議会

協議会は、地域、有識者、NPOなど、関係する各機関や諸団体により構成し、計画全体の基本方針(コンセプト)の検討や、別途開催する「かわまちづくりワークショップ」で提案された内容を踏まえながら、実現可能な利活用及び維持管理の在り方を検討・協議し、「赤川かわまちづくり計画(案)」を策定する。

(3) ワークショップ

実際に赤川を利活用している地域組織や各種団体等を中心的なメンバーとする「かわまちづくりワークショップ」を開催する。ワークショップでは、赤川の現状の把握と課題を踏まえながら、幅広い視点で施設整備のアイデア出しや維持管理及び運営のあり方などについて、検討・意見交換を行う。

Ⅱ 想定計画区域と周辺施設について

(1) 想定計画区域について

比較的市街地から遠くなく、且つ、公園や桜づつみなど、現状において河川利用がなされている、鶴岡市大半田から黒川(約8km区間)までを計画区域として想定する。

鶴岡市大半田(赤川15.6k付近)～鶴岡市黒川(赤川23.4k付近)



(2) 想定区域内の主な施設

① 赤川河川緑地

② 櫛引総合運動公園

③ 赤川市民ゴルフ場

④ 桜づつみ(赤川、羽黒、馬渡、櫛引)

⑤ その他(鮭採捕場、雪捨て場、羽黒多目的広場)

①-1 赤川河川緑地の現状



【概要】

○所在・面積

鶴岡市大宝寺地内外 約218,000㎡

○沿革

S45年度より鶴岡市が赤川左岸三川橋上流に市民運動場整備に着手し、陸上競技場などを設置。S48年度には建設省の河川環境整備事業により、空間利用の一貫性をもたせた赤川環境整備計画を策定し、建設省で高水敷きを整正したものを、鶴岡市が公園施設として順次整備を行った。

【主な施設】

- ・陸上競技場 ・サッカー場(2面) ・ラグビー場
- ・野球場(2面) ・ソフトボール場 ・子供広場 ・自由広場
- ・ゲートボール場 ・グラウンドゴルフ場 ・移動式トイレ3箇所
- ・外水栓2箇所 ・ベンチ25基

【維持管理形態】

○形態

業者委託

○主な委託内容

芝生管理(芝刈、薬剤除草、目土、芝補修)

草地管理(草刈り、薬剤除草)広場管理(整地)

【利用状況】

赤川河川緑地の年間の利用者数は、約54,000人(3年平均)でありスポーツやレクリエーション、憩いの場として活用されているものの多くは特定のスポーツ団体での利用となっている。

夏には「赤川花火大会」の会場として利用され、毎年多くの人たちが訪れる。(観光客数33万人:市観光物産課)また、秋にはワイン祭のイベントや、グループによる芋煮会の会場として利用されている。

平成28年度の利用状況

(単位:人)

野球	ソフトボール	サッカー	ゲートボール	イベント等	合計
21,875	15,849	10,573	1,600	4,550	54,447

①-2 赤川河川緑地の現状



水辺の一部は護岸整備され、階段も設置されており、釣りをする人たちも見られる。水際には河畔林やヨシ原があり、鳥類などの動物が生息している。堤防から河川緑地への坂路は3箇所、階段は11箇所あり、河川緑地内には駐車場が3箇所、移動式トイレが3箇所整備されている。堤防上の市道は歩行者等の安全対策のため、H28.8月より車両通行止めとしている。

■ : 階段 ■ : 坂路 ■ : トイレ



サッカー場や野球場、多目的に利用できる子供広場や自由広場が整備されている。同様の施設が複数整備あり、同一競技を同時に実施できるため、大会等のイベントに利用されている。また夏には赤川花火大会、秋にはワイン祭りや芋煮会の会場となり、多くの人々が訪れる。

②-1 櫛引総合運動公園の現状



【概要】

○所在・面積

鶴岡市黒川～勝福寺地内 約136,800㎡

○沿革

住民の健康体力づくりへの関心と欲求が高まっている背景を踏まえ、昭和63年から平成3年にかけて、住民の心身にわたる健康づくり、創造的文化的活動など多目的に行うことができる総合運動公園を整備したものの。

【主な施設】

- ・陸上競技場 ・多目的広場 ・野球場 ・グラウンドゴルフ場
- ・各イベント広場 ・水上野外ステージ及び観覧席 ・せせらぎ水路
- ・照明設備8灯 ・移動式トイレ3箇所 ・水飲み場3箇所

【維持管理形態】

- 形態 指定管理
- 主な委託内容 芝生管理(芝刈、薬剤除草、目土、芝補修)
草地管理(草刈り、薬剤除草)
クレーコート整備、樹木管理(害虫防除)

【利用状況】

櫛引総合運動公園の年間の利用者数は、約34,000人(3年平均)であり、陸上競技場やナイター照明付きの野球場等、野球やサッカー、グラウンドゴルフやゲートボールができるスポーツ施設や、憩いの場が整備されている。また、せせらぎ水路の流れる親水広場は、自然鑑賞や芋煮会など、多くの人が集まり、幅広い世代に広く利用されている。夏は黒川能「水焔の能」(薪能)の舞台として使われている。

平成28年度の利用状況

(単位:人)

陸上競技場	多目的広場	野球場	なべっこ広場	イベント広場	ゲートボール場	市グラウンドゴルフ場	合計
2,000	2,718	4,978	3,648	2,292	0	16,217	31,853

②-2 櫛引総合運動公園の現状



ナイター照明付きの野球場等のスポーツ施設や、平成21年に整備されたグラウンドゴルフ場があり、幅広い年代に利用されている。



せせらぎ水路の流れる親水広場は、自然鑑賞や芋煮会など、多くの人が集まり、幅広い世代に広く利用されている。水上ステージは、黒川能「水焰の能」の舞台として使われている。



駐車場が3箇所、移動式トイレが3箇所整備されている。陸上競技場には、観覧席と一体となった階段が設置されている。

■ : トイレ ■ : 階段



コミュニティ広場には、子どもが遊べる遊具が設置されており、子どもや親子での触れあいの場として利用されている。

③ 赤川市民ゴルフ場の現状



【概要】

- 所在・面積
鶴岡市我老林から勝福寺 約173,400㎡
- 沿革
赤川環境整備計画の一つとして、H元年に整備された。整備にあたっては、第三セクター方式により行い、完了後は市に寄付され公園施設として管理にあっている。

【維持管理形態】

- 形態 指定管理
- 主な委託内容 コース管理(芝刈、薬剤除草、目土、芝補修)
施設管理(クラブハウス、格納庫、駐車場)

【主な施設】

- ・ホール数:9ホール パー35 L=2,355m 案内看板、防球ネット
- ・クラブハウス(木造2階トタン葺き)、格納庫、駐車場【

利用状況】

開設当初は、年間30,000人程の集客があったが、年々減少傾向となり、近年は12,000人程となっている。ジュニアやシニアレッスンなども開催しながら、ゴルフ人口の増進を図っている。

平成28年度の利用状況

(単位:人)

一般	高齢者等	高校生	合計
9,389	815	51	10,255



ホール数は9ホールとなっており、平成3年にはコース内に調整池を整備した。ジュニアやシニアレッスンなども開催しながら、ゴルフ人口の増進を図っている。

④-1 桜つつみ(赤川、羽黒、馬渡、櫛引)

【馬渡概要】

- 所在
鶴岡市馬渡～黒川地内 約700m
- 沿革
馬渡川は赤川の霞堤となっており、馬渡川の水際(両岸)に樹齢80年とされる桜が植樹されているが、その経緯や管理者等は不明となっている。

【維持管理形態】

- 形態
地元の有志により、年に1回(7月頃)草刈りを実施している

【羽黒概要】

- 所在・面積
鶴岡市羽黒町地蔵俣～羽黒町松尾地内 約850m
- 沿革
平成14年に建設省の「桜つつみモデル事業」の認定を受け、平成17年までに堤防拡幅部分に桜の苗木120本を植栽。

【維持管理形態】

- 形態
業者委託
- 主な委託内容
草地管理(草刈)

【櫛引やすらぎ公園概要】

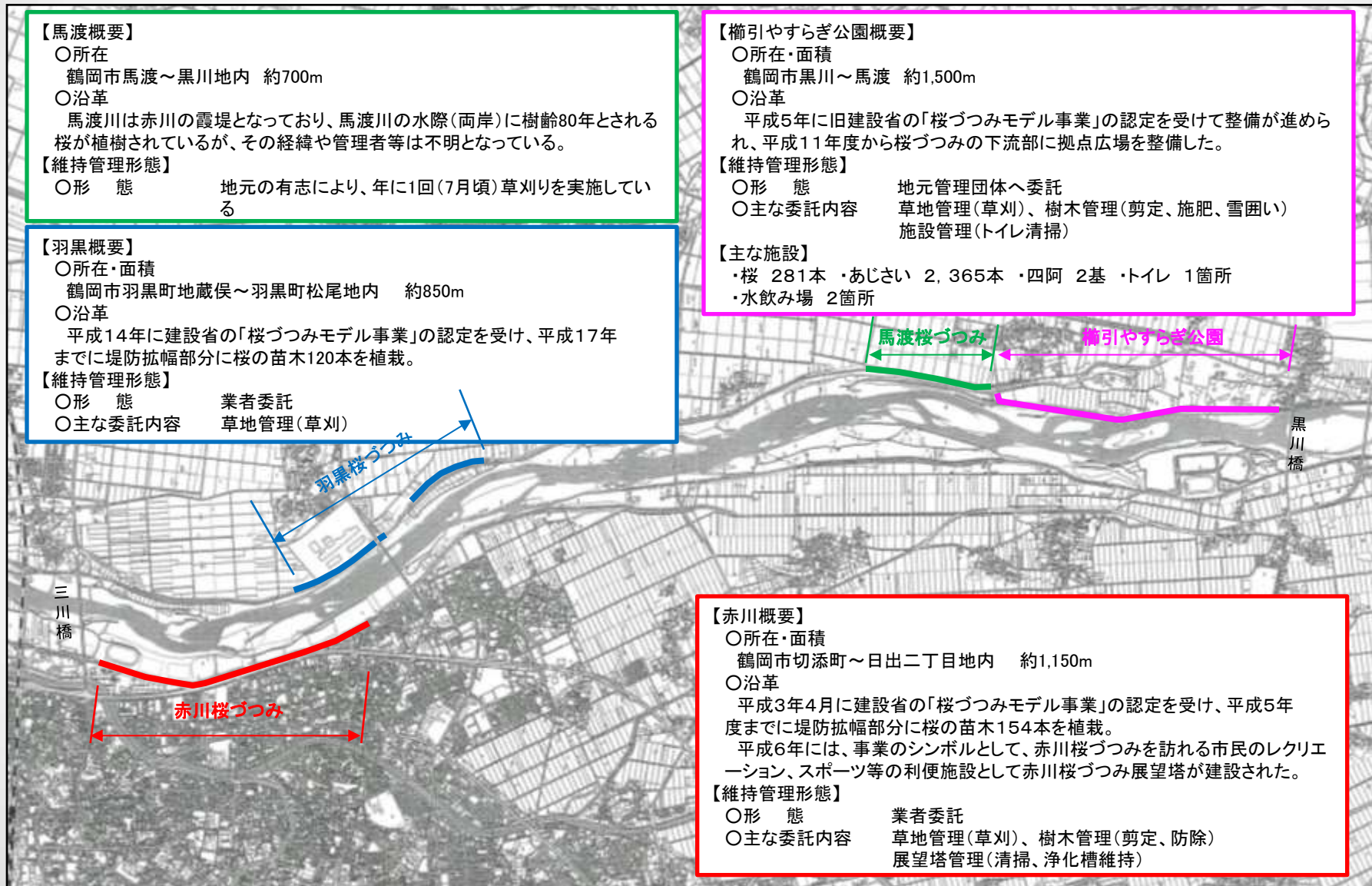
- 所在・面積
鶴岡市黒川～馬渡 約1,500m
- 沿革
平成5年に旧建設省の「桜つつみモデル事業」の認定を受けて整備が進められ、平成11年度から桜つつみの下流部に拠点広場を整備した。

【維持管理形態】

- 形態
地元管理団体へ委託
- 主な委託内容
草地管理(草刈)、樹木管理(剪定、施肥、雪囲い)
施設管理(トイレ清掃)

【主な施設】

- ・桜 281本 ・あじさい 2,365本 ・四阿 2基 ・トイレ 1箇所
- ・水飲み場 2箇所



【赤川概要】

- 所在・面積
鶴岡市切添町～日出二丁目地内 約1,150m
- 沿革
平成3年4月に建設省の「桜つつみモデル事業」の認定を受け、平成5年度までに堤防拡幅部分に桜の苗木154本を植栽。
平成6年には、事業のシンボルとして、赤川桜つつみを訪れる市民のレクリエーション、スポーツ等の利便施設として赤川桜つつみ展望塔が建設された。

【維持管理形態】

- 形態
業者委託
- 主な委託内容
草地管理(草刈)、樹木管理(剪定、防除)
展望塔管理(清掃、浄化槽維持)

④-2 桜づつみ(赤川、羽黒、馬渡、櫛引)

馬渡桜づつみ



櫛引やすらぎ公園の桜づつみと合わせて総延長約2.2km、約320本の桜回廊で、桜の名所として知られ、毎年桜まつりが開催されている。

植樹された経緯や管理者は不明であるが、地元住民の有志により、年に1回(7月頃)草刈り作業を実施している。

櫛引やすらぎ公園



平成10年度から「桜まつり」が開催され、地元住民や観光客で賑わいをみせる。また、月山や鳥海山、赤川等に囲まれた優れた眺望により、映画のロケ地としても有名なことから、カメラや画材道具を持った多くの人が集まる。

拠点広場では、パークゴルフを行うことができ、地元住民で多く利用されている。

羽黒桜づつみ



連続する120本の桜並木が、対岸にある赤川桜づつみと一体的な景観・環境空間を形成している。

赤川桜づつみ



鶴岡公園の桜より少し遅れて開花し、約300本の桜並木が1.2kmにわたって連なり、桜の名所として多くの人を訪れる。桜づつみのシンボルとして建設された展望塔は、シャワー室や更衣室などが配置されているものの、現在は、1階のトイレ、足洗い場のみ開放している。

⑤-1 その他の施設(鮭採捕場、雪捨て場、羽黒多目的広場)

【雪捨て場】

- 所在
鶴岡市大宝寺地内 約18,000㎡
- 沿革
鶴岡市で毎年河川占用許可を受け、市民の雪捨て場として利用している。



降雪後は常時重機を配置し、市民や民間施設等からの雪の受入に対応している。

鶴岡市雪捨て場

【羽黒多目的広場】

- 所在
鶴岡市羽黒町松尾地内 約3,500㎡
- 沿革
昭和63年に旧羽黒町の「羽黒西部河川運動公園整備計画」により、スポーツの振興、市民の体力づくり、余暇活動の場として整備されたもの。



芝生となっている広場の主な利用は、ラジコンヘリコプターの飛行場として使用されている。

羽黒多目的広場

鮭採捕場

【参考】

事故対策として、国道112号の現道拡幅(4車線化)が計画されている。

【鮭採捕場】

- 所在
鶴岡市大半田地内
- 沿革
赤川鮭漁業生産組合が、昭和40年代から鮭が遡上する期間のみ河川一時占用許可を受け、鮭のやな場を設置しているもの。

【現況(H28.12)】



【設置状況(H23.11月頃)】



河床低下や組合員の高齢化と減少に伴い設置が困難となり、直近2年間は設置していないが、以前は、鶴岡市内や三川町の小学校が、体験学習として見学に訪れていた。

Ⅲ 計画のテーマ・イメージについて(たたき台)

(1)現状からの課題

- ・安心して川や生き物に触れる機会、場所がない
- ・自然を体験し学べる場所がない
- ・老木の保全管理(馬渡の桜並木)



自然・景観

- ・学校、保育園、地域団体等の行事での利用が見えない(魅力不足)
- ・芝生や遊具が少なく、子どもや親子で楽しめる場がない
- ・四阿やベンチ、トイレ、水飲み場の整備不足により利用しにくい(景観・衛生面)
- ・緊急時の避難路となる堤防への階段設置箇所が少なく、利用者への安全面での配慮が必要



賑わい

- ・ウォーキングに活用している人がいる一方、車両の走行が多くあり危険
- ・高齢者の運動や交流スペースがない
- ・市民ゴルフ場では、河川の増水時に、度々敷地内まで越流し、浸水頻度の低下が望まれる。



健康づくり
スポーツ

(2) 鶴岡市の計画における「赤川」の位置づけ

① 鶴岡市総合計画 後期基本計画(H26～H30)

- ・第2章第1節-(2) 子供の健やかな成長の促進
⇒ 豊かな自然を生かした子供の遊びを提供する場の確保を図る
- ・第2章第5節-(5) 高齢者の社会参加の促進
⇒ 高齢者スポーツの機会拡充などによる環境整備
- ・第4章第3節-(1) 安定した漁業経営の推進
⇒ 内水面関係者と協働のもと、増殖事業と放流事業を継続して展開し、水産資源の安定確保を図る
- ・第6章第1節-(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
⇒ 市民の活動を支える公園整備をすすめる
 - ・ 地域との協力による公園整備・維持保全を進める
 - ・ 誰もが安心して利用できる公園の保全
- ・第6章第4節-(1) 河川の整備
⇒ 河川の氾濫を防ぐため、河川改修を促進する
 - ・ 親水性も取り入れながら、美しい河川づくりを推進する
 - ・ 市民と行政が協働により良好な河川環境を維持、保全する

(2) 鶴岡市の計画における「赤川」の位置づけ

② 鶴岡市都市再興基本計画(H29～H38)

《水と緑の施策概要》

① 自然と直接触れ合える公園・緑地の整備

地域の持つ自然環境や歴史的な情景を活かしながら、緑に直接触れ合え、心のゆとりを持てる憩いの場の整備を図る。

② 親水空間の保全・整備

水辺を利用し、市民が快適で親しみを持てる親水施設の整備を図る。



自然と一体化した親水空間を形成し、市民が自然と直接触れ合え、憩いと潤いのある施設の整備を図る

(2) 鶴岡市の計画における「赤川」の位置づけ

③ 鶴岡市緑の基本計画(H29～H38)

《水と水辺の環境の保全》

- ・河川における生態系や自然の織りなす景観の保全
- ・治水対策による市民の安全・安心の確保
- ・市民との協働による河川環境の維持・保全

《定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備》

- ・スポーツやレクリエーション、文化活動などにも配慮した、地域特性を活かした公園・緑地の整備
- ・自然にふれあい、学ぶ機会及び場の創出

【公園・緑地の整備方針】

- ・森林文化都市として森林を学び、森林を保全し、森林を活用する緑づくり
- ・地域の拠点となる公園での賑わい創出の支援
- ・市民の公園・緑地として愛される、市民が担い手となる公園管理の仕組みづくり
- ・来訪者が楽しめる市街地緑地の整備を進め、民間主体による緑地空間の創出
- ・人口フレームに応じた近隣公園の充実と街区公園の集約化

(3)かわまちづくり計画のテーマ・イメージ(たたき台)

現状と課題、市の計画との関連を踏まえ、3つのテーマ・イメージを示す

1. 河川環境・景観と調和した空間の創出 【自然環境の利用と自然体験学習】

【具体例】

- ・川の動植物の観察場所の整備
- ・桜回廊の再整備

2. 賑わい空間の創出 【水辺で憩い、イベントを楽しむ】

【具体例】

- ・親水護岸の整備
- ・駐車場、四阿、トイレなどの整備(利便性の向上)
- ・子供の遊具の整備
- ・階段整備及び案内看板整備(有事の際の避難誘導)
- ・利用を促す啓蒙活動

3. 市民の健康を支える空間の創出 【スポーツによる健康づくりと交流】

【具体例】

- ・遊歩道の整備
- ・既存の運動施設の再整備
- ・高齢者の健康遊具の整備
- ・浸水対策施設の整備

IV 計画の進め方について

(1) 赤川かわまちづくり計画 策定進行表(H29年度)

会議の進行	第1回 協議会	第1回 ワークショップ	第2回 ワークショップ	第2回 協議会
時期	H29.9.20	H29.10月下旬	H30.1月中旬	H30.2月中旬
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・かわまちづくり制度の説明 ・計画の背景と目的の説明 ・赤川の利活用現状と課題の説明 ・計画のテーマ・イメージ(たたき台)の説明と意見聴取 ・今後の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・かわまちづくり制度の説明 ・策定スケジュールの説明 ・赤川の利活用現状と課題の説明 ・WSの進め方の説明 ・現地確認 <p>【WSテーマ】 赤川に期待すること、魅力的な空間にするためのアイデアを考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用、施設整備内容の確認 <p>【WSテーマ】 前回提案されたアイデアについて、維持管理を考慮しながら実現性、具体性をもたせる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WS結果報告 ・計画案の説明 ・計画を推進する手法の検討 ・計画案のまとめ
成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の方向性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤川の利活用の具体的アイデア 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な利活用、施設整備内容を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤川かわまちづくり計画案

(2) 全体スケジュール(イメージ)

※標記しているスケジュールは鶴岡市で想定しているものです

項目	平成29年度				平成30年度				平成31年度以降			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
かわまちづくり 検討委員会(庁内会議)		★		★								
かわまちづくり協議会			★	★								
かわまちづくり ワークショップ			★	★								
パブリックコメント 地域説明会					計画案に対する意見聴取							
計画決定					★							
費用対効果の検証 事業評価						赤川水系学識者懇談会(国交省)						
かわまちづくり計画 申請・登録							★	★				
かわまちづくり事業									事業着手(概ね5年)			

登録された計画を実現するため、整備位置や管理体制の検討・協議を行う

推進協議会

- 関係団体
- 地域住民
- 酒田河川
国道事務所
- 鶴岡市

鶴岡市赤川かわまちづくり計画地周辺 航空写真

平成27年9月撮影
提供：酒田河川国道事務所

鶴岡市街地周辺から赤川河口
及び鳥海山を望む



鳥海山

酒田市

三川町

鶴岡市街地

鶴岡市街地周辺から赤川上流
及び月山を望む

月山

鶴岡市街地



櫛引総合運動公園付近

王祇橋

黒川橋

黒川床止工

櫛引総合運動公園

馬渡床止工

櫛引やすらぎ公園



赤川市民ゴルフ場付近

馬渡桜づつみ

赤川市民ゴルフ場

鶴羽橋



羽黒橋～鶴羽橋付近

鶴羽橋

伊勢横内床止工

鮭ふ化場

羽黒桜づつみ

羽黒橋



赤川河川緑地付近

羽黒桜づつみ

羽黒橋

赤川河川緑地

赤川桜づつみ

三川橋

JR羽越本線



鮭採捕場周辺

三川橋

JR羽越本線

鮭採捕場

